

工事請負契約における 設計変更ガイドライン



平成30年3月

潟 上 市

目 次

1. ガイドライン策定の目的	1
2. 設計変更の基本事項	1
(1) 定 義	
(2) 基本原則	
(3) 設計変更を行う場合の規定	
3. 設計変更が可能な場合	3
4. 設計変更が不可能な場合	4
5. 打合せ簿の処理について	5
6. 設計変更手続きフロー	7
7. 指定仮設と任意仮設の運用	8
8. 「設計図書の照査」の範囲	9
9. 施工に関する発注者・受注者の留意事項	9
(1) 発注者の留意事項	
(2) 受注者の留意事項	

【 参考資料 】

- ① 「設計変更協議会」実施要領（平成24年3月7日建管-2169）（秋田県資料）
- ② 工事打合簿（潟上市様式）
- ③ 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（昭和44年3月31日建設省東地厚発第31号の2）
- ④ 秋田県土木工事共通仕様書の共通編（抜粋）
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書（抜粋）

（制定：平成30年3月13日）

1. ガイドライン策定の目的

潟上市では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、上下水道、公園、学校などのさまざまな社会資本を整備・維持管理するため、毎年数多くの工事を発注している。

これらの工事を発注するにあたっては、現場の形状、地形、地質などの自然条件や騒音、振動、交通規制等の社会的な制約条件の中で工事を完成させるため、必要な調査、検討を行っている。しかし、それでも工事進行中において予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）や工事の一時中止が避けられない場合がある。

本ガイドラインは、設計を変更する場合において、工事請負契約書の別添契約事項（以下「契約事項」という。）を踏まえ、設計変更を行う際の発注者と受注者双方の契約における責任の所在の明確化、契約内容の透明性の向上、設計変更の手続きの円滑化および適正化を図ることを目的としている。

2. 設計変更の基本事項

（1）定義

設計変更とは、工事の施工にあたり設計図書を変更し、または訂正することをいう。

契約変更とは、請負代金額の変更または工期の変更の決定に伴い、契約の変更を行うことをいう。

（2）基本原則

設計変更に伴う契約変更の範囲としては、次のとおり規定されている。（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日建設省東地厚発第31号の2））

○設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。

○一式工事については、受注者に図面、仕様書または現場説明において設計条件または施工方法を明示したものに付き、当該設計条件または施工方法を変更した場合を除き、原則として契約変更の対象としない。

○変更見込み金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途の契約とする。

(3) 設計変更を行う場合の規定

契約事項においては、設計変更を行う場合を規定しており、具体的事例は次のとおりである。

- ①契約事項第18条第1項第1号（図面、仕様書等の不一致）関係
⇒設計書と図面で相互に材料の規格が一致しない場合
- ②契約事項第18条第1項第2号（設計図書の誤謬又は脱漏）関係
⇒条件明示する必要があるにも係わらず、土質等に関する一切の条件明示がない場合
- ③契約事項第18条第1項第3号（設計図書の表示内容が不明確）関係
⇒土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
⇒水替工実施の記載があるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
⇒使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない場合
- ④契約事項第18条第1項第4号（設計図書と現場の施工条件の不一致）関係
⇒設計図書に明示された土質等の条件が現地条件と一致しない場合
⇒設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない場合
⇒設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない場合
- ⑤契約事項第18条第1項第5号（予期できない特別な状態の発生）関係
⇒受注者の責によらない何らかのトラブルが生じた場合
⇒当初設計では想定し得なかった軟弱な地盤が確認された場合
⇒当初設計では予期し得なかった騒音規制や交通規制が必要となった場合
⇒当初設計では予想し得なかった埋蔵文化財が確認された場合
- ⑥契約事項第19条関係
⇒発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合
- ⑦契約事項第20条第3項（受注者の責によらない工事の中止）関係
⇒設計図書に工事着手時期が定められているにもかかわらず、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
⇒警察、河川・道路・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
⇒管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
⇒予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
⇒受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合

3. 設計変更が可能な場合

次のような場合においては、設計変更が可能である。

- ①当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手できない場合
- ②仮設（指定・任意とも）において、条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期し得なかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、「協議」等の所定の手続きが必要）
- ③「協議」等の所定の手続きを行い、発注者から「指示」または「通知」があったもの
- ④受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲（本ガイドラインP.9「8. 設計図書の照査の範囲」参照）をこえる作業を実施する場合

※上記は全て書面（打合せ簿）で手続きを行ったもののみが有効である。また、書面は全て発行年月日を記載し、署名または押印したものとす。協議の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）

※書面（打合せ簿）の処理については、本ガイドラインP.5「5. 打合せ簿の処理について」を参照のこと。

◆変更指示・設計変更にあたっての留意点

- ①当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」（打合せ簿による確認）等を行う。
- ②当該工事での変更の必要性を明確にする。（規格および変更対応の妥当性）
- ③設計変更に伴う変更請負額をその都度把握しておく。
- ④設計変更「協議」において意見が相違する案件が発生した場合は、設計変更協議会を実施し合意形成を図る（※1）。
- ⑤設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものである。ただし、軽微な設計変更に伴うもの（※2）は、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。
- ⑥工期は変更契約時に、発注者と受注者が協議して定める。

（※1）設計変更協議会の実施方法については、秋田県『「設計変更協議会」実施要領（平成24年3月7日建管-2169）』（別添「参考資料①」）を参考とする。

（※2）軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。（秋田県『設計変更に伴う契約変更の取扱要領（平成24年3月7日建管-2168）』より）

1. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
2. 「工事打合せ簿」による変更見込金額の合計額が当初契約金額の30%または1千万円を超えるもの

4. 設計変更が不可能な場合

次のような場合においては、原則として設計変更を行うことができない。ただし、契約事項第26条（臨機の措置）の緊急でやむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- ①発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。（「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合も同様）
- ②契約事項、秋田県土木工事共通仕様書、国土交通省公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続き（契約事項第18条～第24条、第30条、秋田県土木工事共通仕様書 1-1-1-3、1-1-1-15 ～ 1-1-1-17、国土交通省公共建築工事標準仕様書 1.1.8 ～ 1.1.10）等を経していない場合

- | | | |
|---------------|----------|---------------------|
| ●契約事項 | 第18条 | 条件変更等 |
| | 第19条 | 設計図書の変更 |
| | 第20条 | 工事の中止 |
| | 第21条 | 受注者の請求による工期の延長 |
| | 第22条 | 発注者の請求による工期の短縮等 |
| | 第23条 | 工期の変更方法等 |
| | 第24条 | 請負代金額の変更方法等 |
| | 第30条 | 請負代金額の変更に代える設計図書の変更 |
| ●秋田県土木工事共通仕様書 | 1-1-1-3 | 設計図書の照査等 |
| | 1-1-1-15 | 工事の一時中止 |
| | 1-1-1-16 | 設計図書の変更 |
| | 1-1-1-17 | 工期変更 |
| ●公共建築工事標準仕様書 | 1.1.8 | 疑義に対する協議等 |
| | 1.1.9 | 工事の一時中止に係る事項 |
| | 1.1.10 | 工期の変更に係る資料の提出 |

- ③正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

5. 打合せ簿の処理について

工事に係る指示や協議、通知などは、潟上市建設工事監督要領（平成30年潟上市告示第3号。以下「要領」という。）や契約事項第9条などに定められたとおり、書面（打合せ簿）で行うものとし、その取扱いにあたり次の点に留意すること。なお、協議等に使用する書面は、要領第7条に規定された「工事打合せ簿」（別添「参考資料②」）とする。

【発注者側】

- ①受注者とのやりとりは、全て「打合せ簿」により行う。
- ②案件の変更契約の可否および変更内容については必ず記入する。
- ③受注者より「協議」があった場合も②と同様とする。
- ④受注者とのやりとりにおいて、意見の相違する案件が発生した場合は、設計変更協議会を実施し、相互の合意形成を図るものとする。
- ⑤打合せ簿は2部作成し、内容を問わず全て総括監督員の決裁を得たものを発注者と受注者双方がそれぞれ保管する。

【受注者側】

- ①監督職員とのやりとりは、全て「打合せ簿」により行う。
- ②工事着手前に、契約事項第18条第1項第1号～第5号について確認し、いずれかに該当する事実を発見したときは、監督職員に打合せ簿で「報告」または「協議」する。
- ③案件の変更契約の可否および変更内容、変更増減概算額については、必ず監督職員に確認する。
- ④監督職員からの「通知」「指示」等に疑義がある場合は、施工開始前に再検討の申し入れを、監督職員へ打合せ簿により行う。
- ⑤打合せ簿は2部作成し、内容を問わず全て総括監督員の決裁を得たものを発注者と受注者双方がそれぞれ保管する。

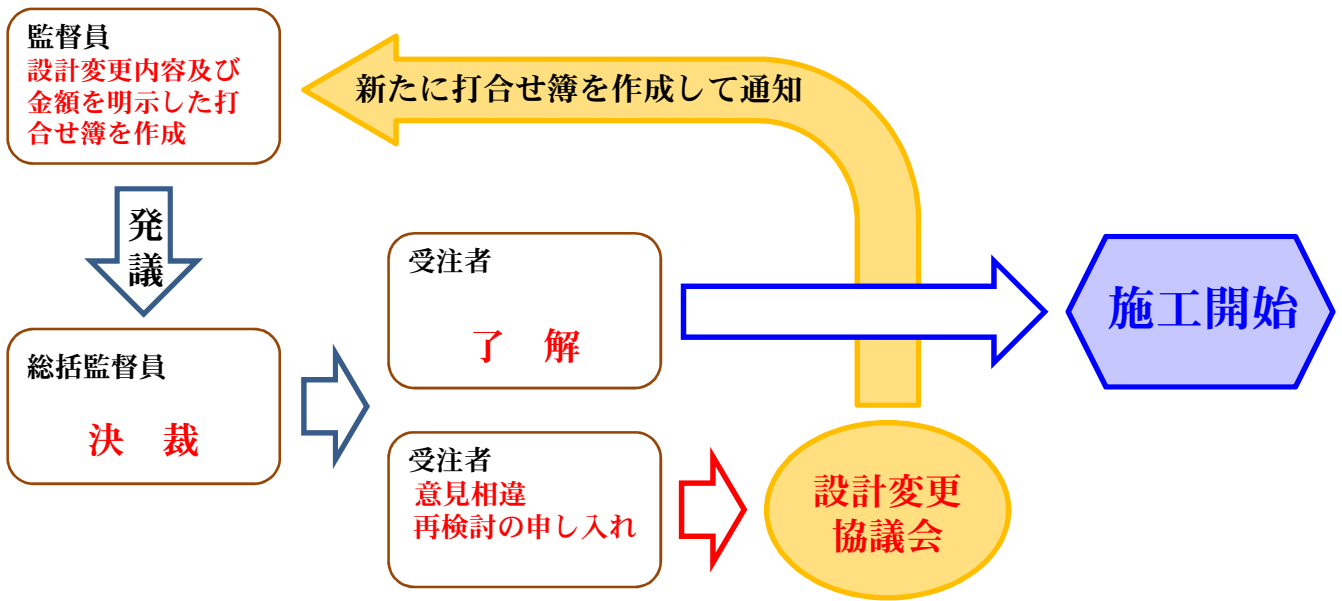
（潟上市建設工事監督要領より）

- 監督職員…総括監督員、監督員を総称していう。
- 総括監督員…監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理を行う。また、監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う。
- 監督員…総括監督員の指揮監督のもと、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等の作成および交付または受注者が作成した図面の承諾を行う。また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施、設計図書の変更（重要なものを除く）等の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、現場監督総括業務および一般監督業務のとりまとめを行う。

打合せ簿のながれ

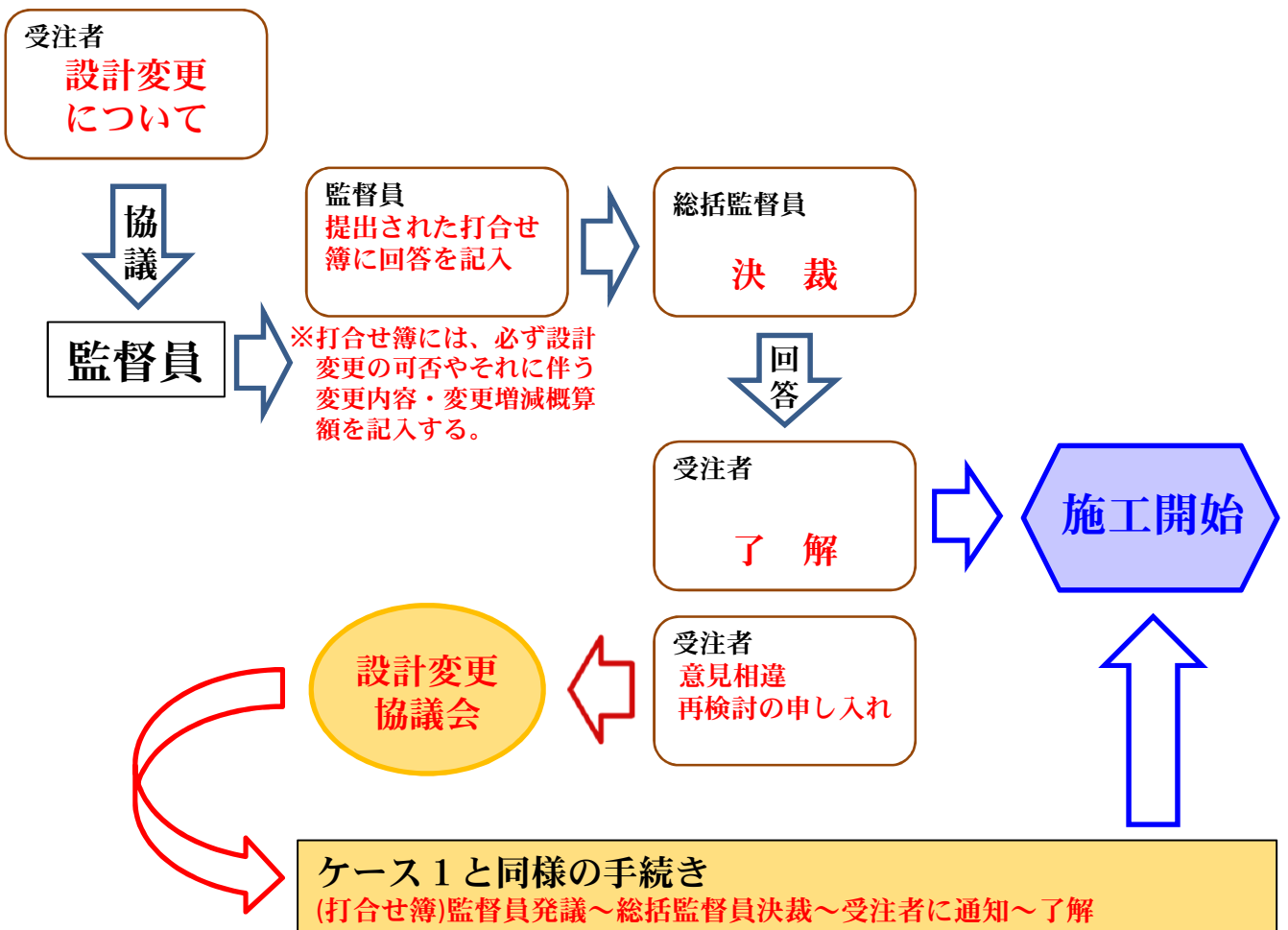
ケース 1

【発注者からの指示又は通知】 ※発注者発議



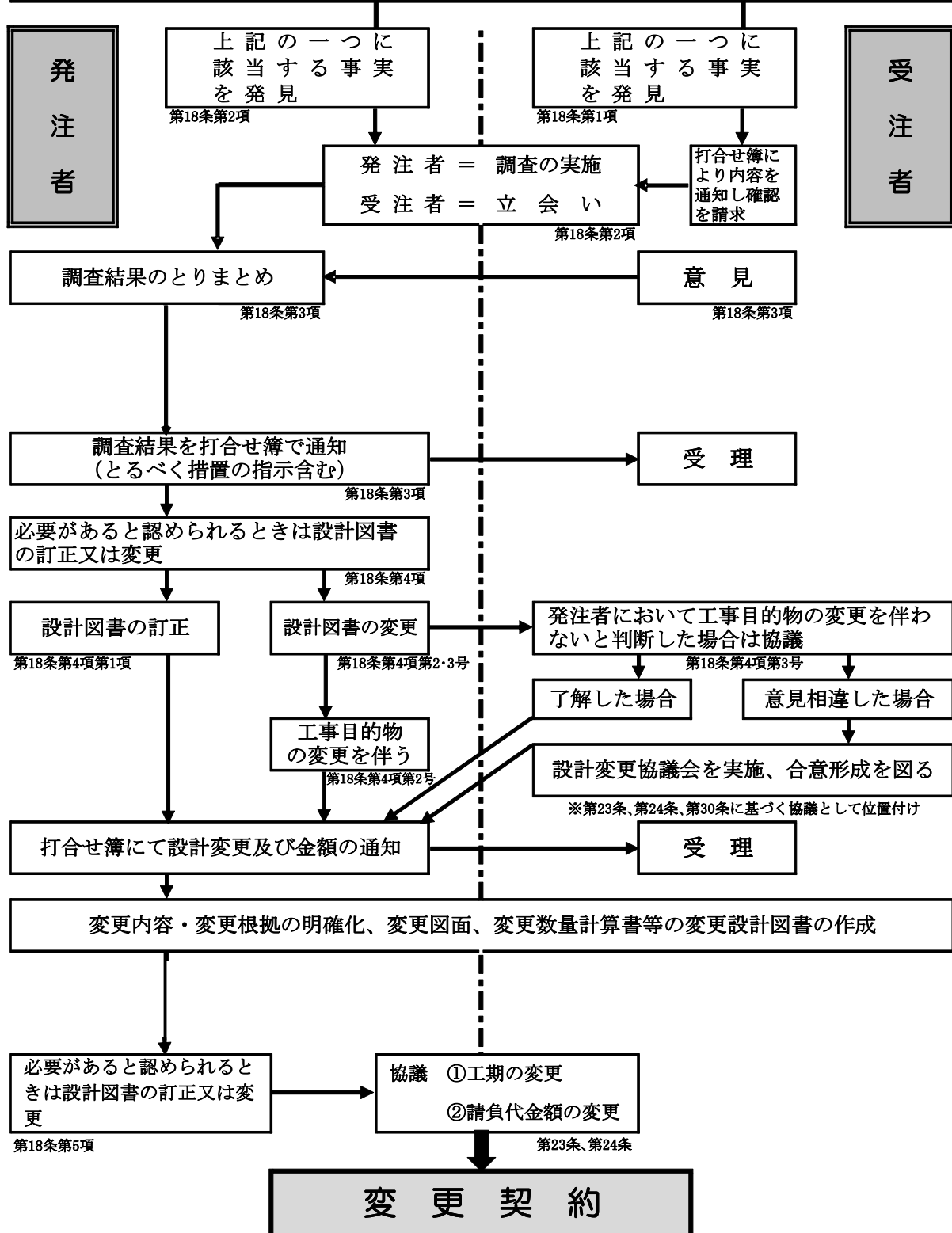
ケース 2

【受注者からの協議】 ※受注者発議



6. 設計変更手続きフロー

- ① 設計書、図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
 ② 設計図書に誤謬、脱漏があること
 ③ 設計図書の表示が明確でないこと
 ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 【契約事項第18条第1項】



7. 指定仮設と任意仮設の運用

指定と任意については、契約事項第1条第3項に定められているとおりである。公共工事の仮設は、契約事項の原則からすれば、受注者の責任において施工する「任意仮設」が基本であると考えられている。しかし、公共工事においては、工事中における公衆災害の防止および施工に伴う重大な労働災害防止についても特に留意する必要がある。

このため、工事の発注にあたって、発注者が特に必要と判断したものは、契約条件として仮設工の規模・構造等について予め発注者が指定し、「指定仮設」とする場合がある。

【指定仮設】

- 工事目的物を施工するにあたり、設計図書に施工方法等を指定したものである。
(設計変更の対象となる)
- 次の事例やこれに類する工事を対象とする。
 - ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
 - ・仮設構造物を一般交通に供用する場合
 - ・特許工法または特殊工法を採用する場合
 - ・関係官公署等との協議により、制約条件のある場合
 - ・その他、環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合
 - ・他の工事等に使用するため、仮設物を工事完成後も存置する必要がある場合

【任意仮設】

- 工事目的物を施工するにあたり、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は受注者に委ねられる。(原則、設計変更の対象としない)
 - 発注者(監督職員)は任意の主旨を踏まえ、施工計画書が提出された際には、仮設計画の妥当性について確認することが重要である。
- ※参考資料・参考図については、あくまでも見積上の参考であって、設計図書ではない。

■指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書での取扱い	施工方法について具体的に指定する (契約条件として位置付ける場合は「指定」と明示する)	施工方法について具体的に指定しない (契約条件として位置付けない場合は「参考」と明示する)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法等の変更が生じた場合の設計変更	対象とする	対象としない
明示した条件の変更が生じた場合の設計変更	対象とする	対象とする

8. 「設計図書の照査」の範囲

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲は、次のとおりである。

- ①設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認。
 - ・数量計算書と設計書の内容の整合確認。
 - ・構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認。
 - ・設計図面・数量計算書に記載ミス、計算ミスが無いかどうか。
- ②設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認。
 - ・設計図面のとおり構造物を作ることができるかどうか。
 - ・縦横断図の地盤線と現地地盤の確認およびその軽微な修正等。
 - ・当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認およびその軽微な修正等。
 - ・埋設物、支障物件等の現地確認。
- ③舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断図が示されておらず、秋田県土木工事共通仕様書第10編「10-14-4-3路面切削工」「10-14-4-5切削オーバーレイ工」「10-14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査の範囲である。）

9. 施工に関する発注者・受注者の留意事項

（1）発注者の留意事項

請負工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、次の事項に留意する必要がある。

- 設計図書の作成にあたっては、特記仕様書および現場説明書（条件明示）により設計内容の前提条件や、設計変更の対象となるべき事項について確実かつ明確に明示するよう徹底する。
- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行う。
- 受注者から設計図書についての確認があった場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。
- 設計変更後の請負代金額や工期は、受注者と協議の上決定する。

（2）受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があるため、次の事項に留意しなければならない。

- ◇工事着手前に、設計図書を照査して着手時点における疑義を明らかにし、書面により各項目について必要な協議を実施する。
- ◇施工中においても疑義が生じた場合、その都度発注者と書面により協議を行い、確実に発注者の指示を書面で受けてから工事を進める。

【参考資料】

「設計変更協議会」実施要領

平成24年3月7日 建管-2169

(目的)

第1条 設計変更協議会(以下「変更協議会」という。)は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上を目的として、設計変更に関する意見相違等の案件が発生した際、発注者と受注者が設計変更の妥当性協議・審議等を行い、相互の合意形成を図る場として実施するものである。

(変更協議会の位置付け)

第2条 契約事項第23条に基づく工期の変更方法等、第24条に基づく請負代金額の変更方法等、第30条に基づく請負代金額の変更に代える設計図書の変更の協議として位置付けられるものである。

(対象工事)

第3条 変更協議会は、全ての工事において、以下①～②の案件が発生した場合、適宜開催できるものとする。ただし、通常の監督行為で解決されるような設計変更等までが発議されるものではないことに留意するものとする。

- ①発注者と受注者間において、設計変更に関する意見の相違する案件が発生した場合。
- ②設計変更に関して、変更協議会の開催が必要と判断した場合。

(組織)

第4条 変更協議会は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。なお、必要に応じて他の出席者を追加することができるものとする。

- ◆発注者：担当課長、総括監督員、主任監督員、監督員
- ◆受注者：現場代理人、主任（監理）技術者、予算担当者

(変更協議会の実施方法)

第5条 変更協議会開催の発議は、発注者又は受注者問わず可能とし、事前に相手方と調整したうえで、工事打合簿により通知するものとする。

- 2 開催場所は、原則として発注公所にて開催するものとし、適宜現場においても開催できるものとする。なお、1回の開催で協議が調わない場合は、複数回開催することができるものとし、協議期間は協議が十分行える期間とする。
- 3 協議資料については、発注者と受注者がそれぞれ協議に必要な資料を準備するものとする。
- 4 協議記録は発注者が作成するものとする。また、協議結果については、最終的に発注者が協議記録と協議資料をとりまとめ、工事打ち合わせ簿に添付し、発注者から受注者に対して通知するものとする。

(適用)

第6条 この実施要領は、平成24年4月1日以降に公告、閲覧する工事から適用する。なお、平成24年3月31日までに工事請負契約を締結し、当該工事の履行が平成24年度以降にわたるものについても、適用できるものとする。

(設計変更協議会 実施例)

○発注者が発議する場合

1. 事前確認調整

発注者 → **受注者** 事前に案件の内容や発議することについて、相手方と確認・調整

2. 発議

(1) 発議通知

発注者 → **受注者** 【工事打合簿の本文記載例】
設計変更協議会の開催を発議します。
・協議案件 ○○○の変更について
・協議日時 ○月○日 ○時～
・協議場所 ○○地域振興局建設部内

(2) 発議通知に対する回答

受注者 → **発注者** 【工事打合簿の本文記載例】
了解しました。

3. 開催

発注者・受注者双方 資料は発注者と受注者がそれぞれ必要な資料を準備。
協議記録は発注者が作成するものとする。(様式は任意)

※1回の開催で協議が調わない場合は、複数回開催することができる。
また、必要に応じて契約担当者等(部長、社長等の上層部)の出席者を追加することができる。

協議結果の資料は、最終的に協議記録とともに発注者がとりまとめる。

4. 結果通知

発注者 → **受注者** 【工事打合簿の本文記載例】
設計変更協議会の結果を以下のとおり通知します。
協議案件である○○○の変更については、変更契約の対象とします。
詳細は別添資料のとおりです。

○受注者が発議する場合

※内容は発注者が発議する場合と同様である。

1. 事前確認調整

受注者 → **発注者** 事前に案件の内容や発議することについて、相手方と確認・調整

2. 発議

(1) 発議通知

受注者 → **発注者** 【工事打合簿の本文記載例】
設計変更協議会の開催を発議します。
・協議案件 ○○○の変更について
・協議日時 ○月○日 ○時～
・協議場所 ○○地域振興局建設部内

(2) 発議通知に対する回答

発注者 → **受注者** 【工事打合簿の本文記載例】
了解しました。

3. 開催

発注者・受注者双方 資料は発注者と受注者がそれぞれ必要な資料を準備。
協議記録は発注者が作成するものとする。(様式は任意)

※1回の開催で協議が調わない場合は、複数回開催することができる。
また、必要に応じて契約担当者等(部長、社長等の上層部)の出席者を追加することができる。

協議結果の資料は、最終的に協議記録とともに発注者がとりまとめる。

4. 結果通知

発注者 → **受注者** 【工事打合簿の本文記載例】
設計変更協議会の結果を以下のとおり通知します。
協議案件である○○○の変更については、変更契約の対象とします。
詳細は別添資料のとおりです。

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

昭和 44 年 3 月 31 日 建設省東地厚発第 31 号の 2
官房長から各地方建設局長（東北を除く。）あて

標記について、東北地方建設局長から別紙 1 のとおり照会があり、これに対して別紙 2 のとおり回答したいので、今後これに準拠して処理することにつきとくに異議がないので、了知するよう通知する。

別紙 1

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（照会）

昭和 44 年 3 月 22 日 東建契 44 第 132 号
東北地方建設局長から官房長あて

標記について、別紙により実施してよろしいか照会する。

別紙

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

（目的）

- 1 この取扱いは、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、請負代金の支払を迅速にする等請負契約の双務性の維持等に資することを目的とする。

(定義)

2 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 設計変更 工事請負標準契約書第 15 条及び第 16 条（編注：現行の工事請負契約書では第 18 条及び第 19 条に当たる。）の規定により図面及び仕様書（土木工事にあつては、金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）を変更することとなる場合において、契約変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。

二 単価、工事量又は一式工事費の変更 設計変更に伴い、工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）の単価、工事量又は一式工事費を増減することとなる場合をいう。

(注) 単価の変更とは、工事現場の実態によりコンクリート側溝の壁厚を変更したために単価に変更があるようなものをいい、工事量の変更とは、工事現場の実態により単価の変更を生ずることなく工事量を増減することをいい、一式工事費の変更とは、数量を一式として表示した工事（以下「一式工事費」という。）のうち請負者に設計条件又は施工方法を変更し、その結果当該工事費に増減を生ずることをいう。

三 新工法 設計変更に伴い、内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別、細別等（営繕工事（事業費をもってする営繕工事を除く。以下同じ。）にあつては、科目、細目等）を新たに追加することとなる場合における当該工事をいう。

(契約変更の範囲)

3 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

(注) 工事量の設計表示単位は、別に定める設計積算に関する基準において工事の内容、規模に応じ適正に定めるものとする。

4 一式工事については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として、契約変更の対象としないものとする。

5 変更見込金額が請負代金額の 30% をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

(土木工事に係る設計変更の手続き)

6 土木工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、文書により、主任監督員を通じて行うものとする。ただし、変更の内容が極めて軽微なものは、主任監督員が行うことができるものとする。

7 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の一に該当するものである

ときは、あらかじめ、契約担当官等の承認を受けるものとする。

一 変更見込金額が請負代金額の10%又は1,000万円をこえるもの

二 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

(編注:「10%」は「20% (概算数量発注に係るものについては25%)」に、「1,000万円」は「4,000万円」に変更されている。)

(営繕工事に係る設計変更の手続き)

8 営繕工事に係る設計変更は、原則として、その必要が生じた都度、当該設計変更の内容に関する契約担当官等の指示又は承認に基づき、総括監督員が文書により行うものとする。

(設計変更に伴う契約変更の手続き)

9 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末)に行うことをもって足りるものとする。

(注) 軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の10%をこえるもの

(編注:「10%」は「20% (概算数量発注に係るものについては25%)」に変更されている。)

(部分払)

10 部分払は、既存部分検査の時期における内訳書により出来高を確認し、請負代金額を限度として行うものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するものとし、変更減となることが予定されるもの及び新工種に係るものは出来高の対象としないものとする。

(入札者又は契約の相手方に対する説明)

11 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとする場合の入札者又は随意契約による場合の契約の相手方に対し契約条件を示す際には、現場説明により、この取扱いに定める事項のほか、設計変更に関し必要な事項を了知させておくものとする。

(この取扱いの実施時期)

12 この取扱いは、昭和44年4月1日以降に工事の請負契約を締結するものから実施するものとする。

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（回答）

昭和 44 年 3 月 31 日 建設省東地厚発第 31 号
官房長から東北地方建設局長あて

昭和 44 年 3 月 22 日付け東建契 44 第 132 号をもって照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

工事を発注するにあたっては、事前の計画及び調査を慎重に行い、工期中みだりに設計変更の必要が生じないように措置されたい。なお、工事には、その性格上不確定な条件を前提に設計図書を作成せざるを得ない制約があり、このため予期し得ない設計変更が発生するものと認められるので、当分の間、照会のとおり処理することはやむを得ないものと了承する。ただし、照会の 9 の取扱いについて、軽微な設計変更に伴うものであっても、出来高認定の保留期間が長期間に亘るため部分払にあたり請負者に著しく不利になると認められるものがあるときは、出来高認定の保留期間が長期に亘らないよう当該設計変更に伴う契約変更に伴う契約変更の手続きをとることとされたい。

秋 田 県

土木工事共通仕様書

平成29年10月1日以降適用

仕 様 書

第 1 編 共 通 編

(抜 粋)

秋田県土木工事共通仕様書【H29.10.1以降適用】

目 次 (抜粋)

第1編 共通編	1
第1章 総 則	1
第1節 総 則	1
.	
1-1-1-3 設計図書の照査等	6
1-1-1-15 工事の一時中止	13
1-1-1-16 設計図書の変更	13
1-1-1-17 工期変更	14
共通編 目次 (抜粋)	
-1-	
1-1-1-46 臨機の措置	39
.	
共通編 目次 (抜粋)	
-2-	

(抜 粋)

1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者から要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

共通編 (抜粋)

6

1-1-1-15 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-46 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 緊急的な応急対策業務による工事の一時中止

発注者は、受注者が災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する協定に基づき出動要請を受け、緊急的な応急対策を実施する必要がある場合は、受注者と協議を行い、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施行を一時中止させることができるものとする。

4. 基本計画書の作成

前3項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-1-16 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。なお、発注者と受注者間において、設計変更に関する意見の相違する案件が発生した場合は「設計変更協議会」実施要領に基づき、設計変更協議会を適宜開催することができる。

共通編（抜粋）

13

秋田県土木工事共通仕様書【H29.10.1以降適用】

1-1-1-17 工期変更

1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第41条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な

資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第 20 条に基づき工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

共通編（抜粋）

14

秋田県土木工事共通仕様書【H29.10.1以降適用】

1-1-1-46 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

共通編（抜粋）

39

公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）

平成 28 年版

建築工事(最終制定)：平成 28 年 6 月 30 日 国営整第 61 号

電気設備工事：平成 28 年 3 月 2 日 国営設第 185 号

機械設備工事：平成 28 年 3 月 2 日 国営設第 185 号

目 次（抜粋）

1 章 一般共通事項

1 節 一般事項

・
・
・

公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）平成 28 年版

公共建築工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備工事編）平成 28 年版

1 章 一般共通事項（抜粋）

1 節 一般事項（抜粋）

1.1.1 適用範囲（抜粋）

(e) すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、1.1.8 による。

- (1) 質問回答書（(2)から(5)までに対するもの）
- (2) 現場説明書
- (3) 特記仕様書
- (4) 図面
- (5) 標準仕様書

国土交通省大臣官房官庁営繕部

1.1.6 設計図書等の取扱い

- (a) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を整備する。
- (b) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

1.1.7 別契約の関連工事

別契約の施工上密接に関連する工事については、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者と共に、工事全体の円滑な施工に努める。

1.1.8 疑義に対する協議等

- (a) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (b) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (c) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4(a)による。

1.1.9 工事の一時中止に係る事項

次の(1)から(5)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

- (1) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
- (2) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- (3) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
- (4) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- (5) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

1.1.10 工期の変更に係る資料の提出

- (a) 契約書の規定に基づく工期の短縮を発注者から求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、監督職員に提出する。
- (b) 契約書の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者で行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

1.2.4 工事の記録（抜粋）

- (a) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。

